

第 1 章 第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画の 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年は、共働き世帯の増加、経済・雇用環境の変化などにより個人の価値観も多様化し、人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、互いの顔がみえにくい状況が広がっています。

家庭内においても、家族間のコミュニケーション不足がもたらす影響が懸念されているところであり、特に子どもや高齢者などへの虐待、配偶者などへの暴力、引きこもりなどが社会問題化しています。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活様式や働き方が大きく変わり多くの方がストレスや不安を抱えながら生活しており、地域福祉の推進を図るためには、地域力の強化と、多様な生活課題に柔軟に対応できる仕組みの構築が求められています。

村では、地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる地域福祉計画、それを実行するための地域福祉活動計画を効果的に進めていくため、村と社会福祉協議会の一体的な計画とした「地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、第 1 期計画）を策定し、それに基づき、自助・共助・公助が相まって、村民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPO、事業者、村、社会福祉協議会など、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い助け合う「誰もが安心して自立した暮らしを営める地域」の実現に向けた取組を進めてきました。

これまで取り組んできた、第 1 期計画の成果、社会情勢や村民ニーズの変化等を踏まえ、引き続き村と社会福祉協議会の一体的な計画として、令和 3 年度からの第 2 期地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、第 2 期計画）を策定します。

本計画における地域福祉の考え方

地域福祉とは

日常生活の身の回りで発生している問題を、まずは個人や家族で（自助）、個人や家族で解決できない問題は地域で（共助）、地域で解決できない問題は行政が解決する（公助）といった、住民一人ひとりが主役となり、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら、誰もが安心して自立した暮らしを営める地域を実現することです。

地域福祉計画とは

社会福祉法第107条が定める市町村地域福祉計画として位置づけられます。

また、「関川村総合計画」を上位の計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野の計画を横断的につなげ、地域福祉の理念や仕組みをつくり、住民、地域の関係団体等と行政が協働して、進めていくための基本計画です。

地域福祉活動計画とは

地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画で、福祉課題の解決をめざし、社会資源の造成・配分活動などを地域住民、地域福祉活動団体、ボランティア、NPOなどが自主的・自発的な活動を行いながら、みんなで連携し地域での組織化を具体的に進めていく、「共助（住民活動）」の性格をより明確にした計画です。

社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めるための中心的な役割を果たすと同時に、計画策定に関わる作業過程そのものが、社会福祉協議会の事業としても重要なものとなっています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

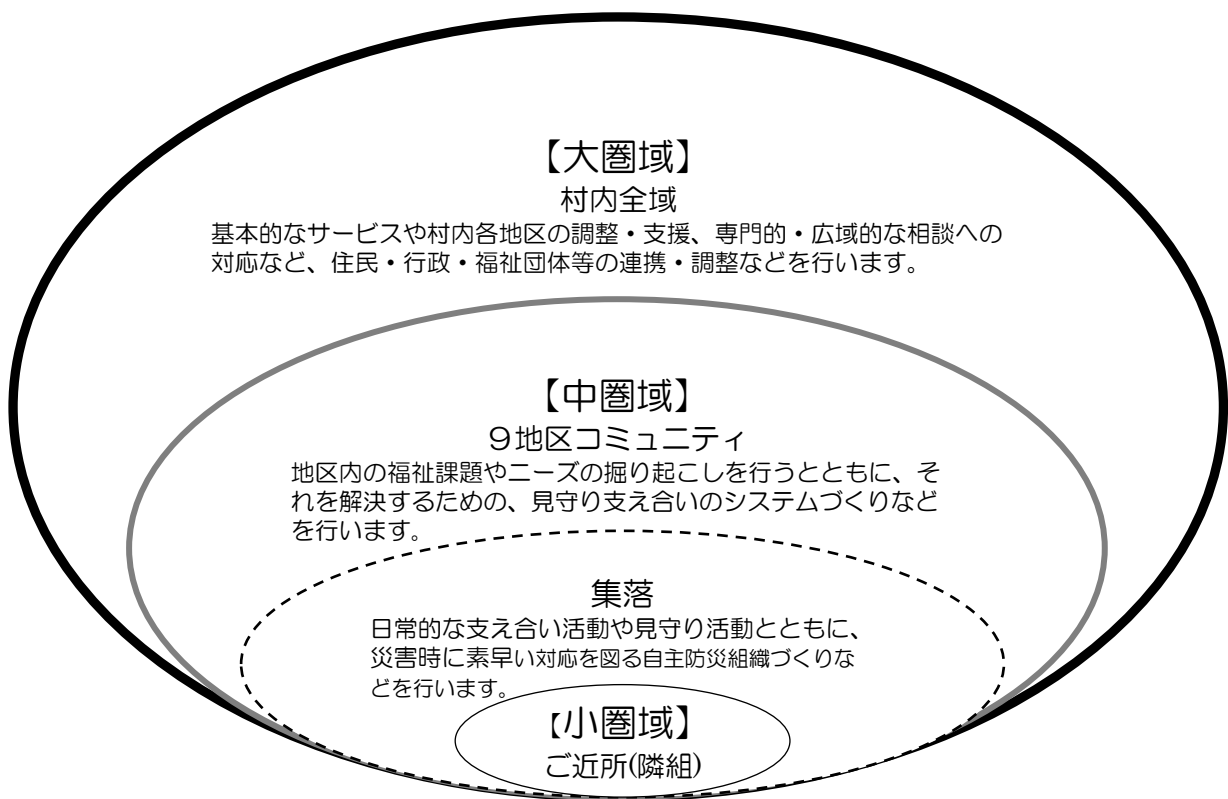
行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画が一体となって策定することにより、共通の政策・施策・事業を協働分担する関係性が明確になり、効率性と実効性が高まることとなります。住み慣れたこの地域で誰もが安心してお互いに支え合い、良き隣人としてともに暮らし続ける村づくりをめざして、「関川村ふくしやろでばプラン（第2期関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画）」とします。

地域範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、村全体で取り組むこと(大圏域)、村内各地区で取り組むこと(中圏域)、村民が暮らす身近な地区で取り組むこと(小圏域)など、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

地域によっては、隣近所付き合いが希薄になりつつある中で、見守り支え合い支援の必要性が増してきています。地域コミュニティでの見守り支え合いシステムの構築を地域福祉の基盤づくりと考え、組織化を推進します。

このため、関川村では、3つの圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を活用し整備を図ります。



中圏域の9地区は、コミュニティ活動単位である、下関、上関、四ヶ字、霧出、湯沢、川北、七ヶ谷、九ヶ谷、女川の9地区を中圏域の基本とします。

【イメージ図】

令和3年1月1日現在

女川郷コミュニティ光兎 14 集落 286 世帯 869 人		コミュニティゆさわ 3 集落 193 世帯 437 人		丸山九ヶ谷 8 集落 130 世帯 333 人
コミュニティかわきた 9 集落 208 世帯 648 人				
霧出コミュニティ 6 集落 271 世帯 806 人	コミュニティ四ヶ字 5 集落 125 世帯 380 人	下関コミュニティ 1 集落 386 世帯 1,066 人	上関コミュニティ 1 集落 149 世帯 408 人	ふれあい七ヶ谷 7 集落 133 世帯 375 人

2 第1期計画の現状評価及び課題

第1期計画（平成28年度～令和2年度）では、3つの目標に基づき、村と社会福祉協議会が連携し、取組を推進してきました。平成29年度のアンケート結果を踏まえ、第2期計画の策定に向け、第1期計画の現状評価、課題の整理を行いました。

目標1（小圏域目標）一人ひとりの暮らす権利を大切にする地域づくり

（1）顔の見える関係づくりの推進

支え合い・助け合いの輪を広げるとともに、幅広い世代間の意識啓発を引き続き促進する必要（住民周知）があります。

（2）SOSを発信できる関係づくり

SOSを出せる関係は日頃の付き合いが重要ですが、地域によって温度差があります。また、気軽に相談できる電話相談等のPR活動や、様々な悩みの解決に向けた、具体的なシステムを作ることが重要であります。

（3）学び続ける場づくり

地域ごとに学びに関するイベントや研修会の開催ほか、SNSなどの媒体を使った配信サービスを創設（引きこもりや外に出られない人にも対応）する必要があります。

目標2（中圏域目標）地域生活支援の仕組みづくり

（1）気づきを伝える仕組みづくり

コミュニティ単位のプランは全く進んでいないので、指針を村民に示す必要があります。

（2）支え合い、助け合う関係づくり

コミュニティの総会等で問題提起し、地域で取り組めるところは具体的に着手することが求められます。

また、防災では自主防災組織の立ち上げだけでなく、支え合い、助け合いの関係性を構築する事が期待されます。

（3）地域の拠点づくり

全域に地域の茶の間を拡大し、各地域で活用しつつ、関係機関の協力とリーダーの育成が必要です。

目標 3（大圏域目標） みんなで協働し、村全体の福祉力を高める

【村の取り組み】

- （１）一人ひとりの村民の権利の尊重
高齢者だけでなく障がい者や教育関係者等の総合相談体制が必要です。
- （２）関係団体との連携強化
国、県との連携を強化し、各団体が取り組みを積極的に実行していくための仕組みが必要です。
- （３）社会福祉協議会との連携強化
地域福祉の推進や生活困窮者等への生活支援のために、情報共有や協働体制の整備等が求められます。

【社会福祉協議会の取り組み】

- （１）集落コミュニティ単位のプログラムの推進
他機関と連携しながら、災害ボランティアセンター機能の周知と設置訓練の実施が必要です。また、コミュニティ単位の支え合いの仕組みを構築していくことが求められます。
- （２）社会福祉関係機関等との連携強化
自立相談支援機関や、保育園・教育委員会等との連携を強化する必要があります。
- （３）多様な福祉の担い手の育成
福祉に関する研修の場を増やし、権利擁護支援、生活困窮対策、引きこもり支援などを村と協働で実施する必要があります。

【医療・福祉関係団体等の取り組み】

- （１）地域包括ケアシステムの普及
- （２）関係団体間の連携強化
- （３）普及啓発の推進
地域包括ケアシステムを関係団体にも分かりやすく普及啓発する必要があります。また、行政と社会福祉協議会が中心になって、各団体や支援機関のスキルアップが求められます。

【ワーキングチーム やろでば会の実績】

計画を策定し、推進するためには、村民の積極的な参加が必要です。生活上の困りごとを抱えている人やSOSを発信できない人のニーズを探し出し、誰も排除することのない地域をつくるために、村民一人ひとりが地域福祉の担い手として参加することが、計画の策定及び推進の第一歩となります。

しかし、現在の関川村の若い世代は、勤務地が村外であったり、自分の生活を維持することに精一杯であったりして、地域に関心があっても参加できるだけの時間や余裕がない状況にあることも否めません。

そこで、地域へ参加して課題を発見・共有し、課題解決のための提案等を議論するワーキングチーム「やろでば会」を立ち上げました。第1期計画では、村民の意見を集約し、村の地域福祉を推進するための具体的な提案事項として、「渡邊邸生誕祭」、「居場所の創設」、「移動支援」について検討、実行してきました。

（１）渡邊邸生誕祭

村民が地域福祉に関心を高め、村への誇りを醸成するようなイベント（灯の祭典 i n せきかわ）を実施しました。その取り組みを通じて、多様な関係者とのネットワークを構築しました。

（２）居場所の創設

村と協働で新しい居場所について検討を行いました。

（３）移動支援

やろでば会主体で地域懇談会やアンケート調査を実施し、住民の意見を集約しました。その結果を村へ政策提言し、新しい公共交通サービスの開始につながりました。

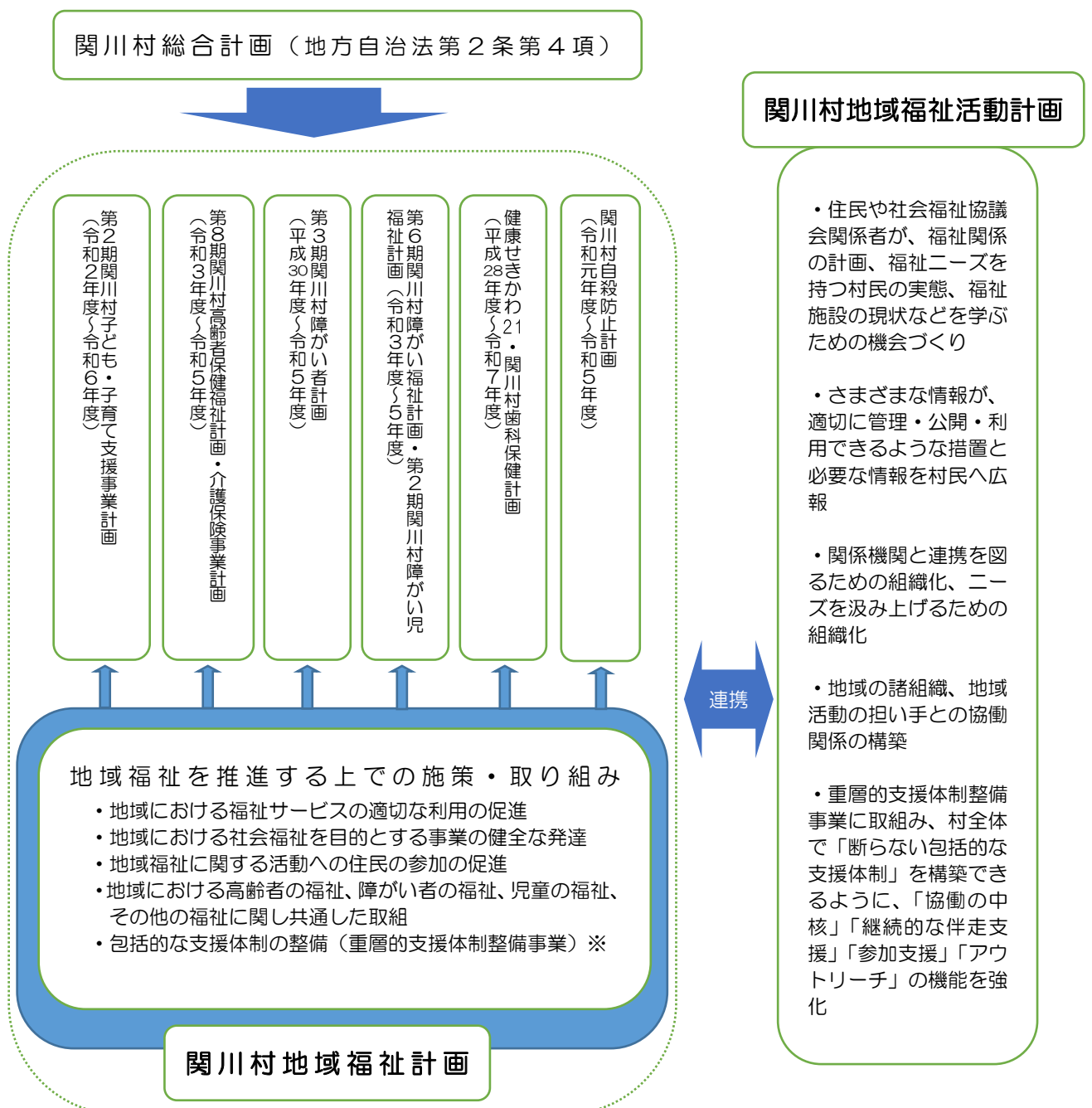


3 第2期計画の位置づけ及び計画期間

地域福祉計画は、「関川村総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取り組みを体系化する基本計画としての性格を持つものです。

支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されることを推進する役割を担っています。

各計画との関係



※「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備のための「重層的支援体制整備事業」の創設について

【包括的支援体制の整備に向けた地域づくり】

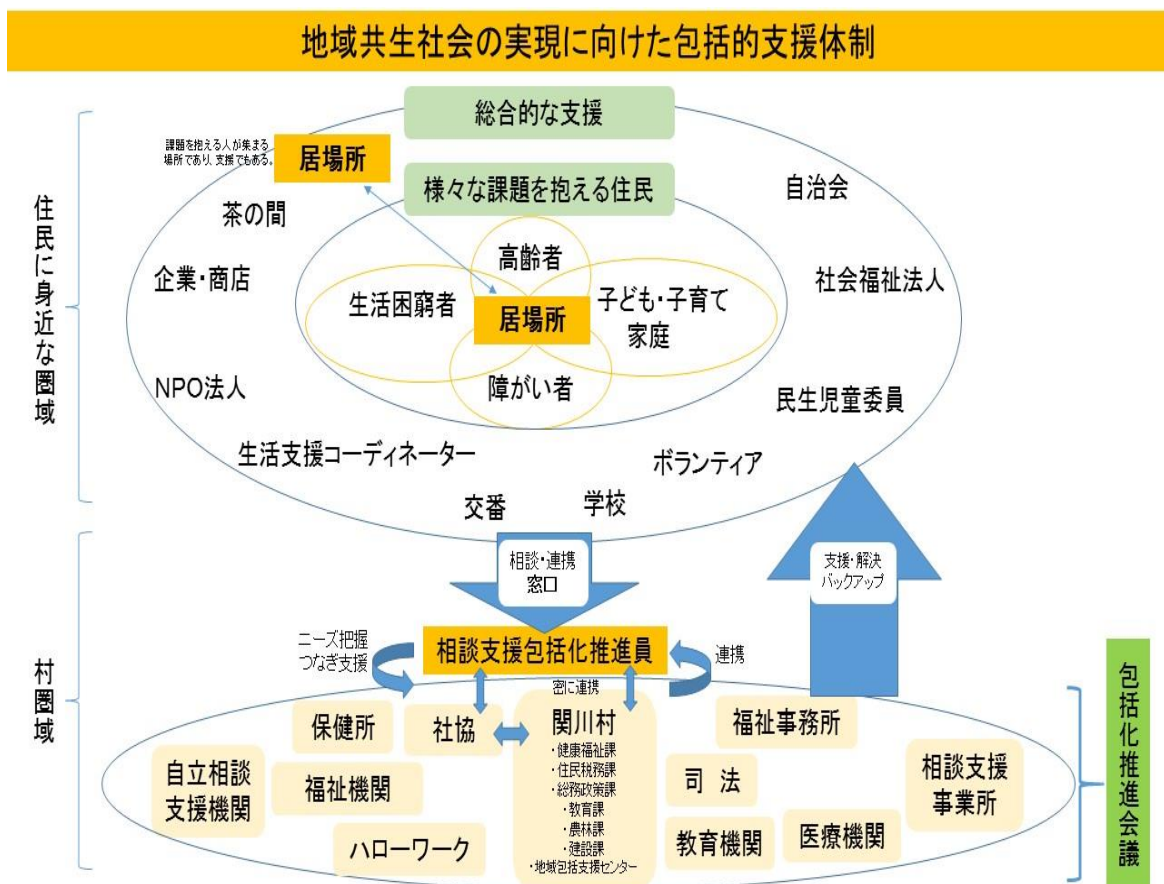
制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために「重層的支援体制整備事業」を創設することを柱とする社会福祉法が改正され、令和３年４月から施行されます。

関川村では、令和３年度は準備期間として「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」に取組み、令和４年度からは「重層的支援体制整備事業」を実施する予定です。

これにより、村全体で「断らない包括的な支援体制」を構築できるように、「協働の中核」「継続的な伴走支援」「参加支援」「アウトリーチ（訪問支援）」の機能を強化していきます。

重層的支援体制イメージ図



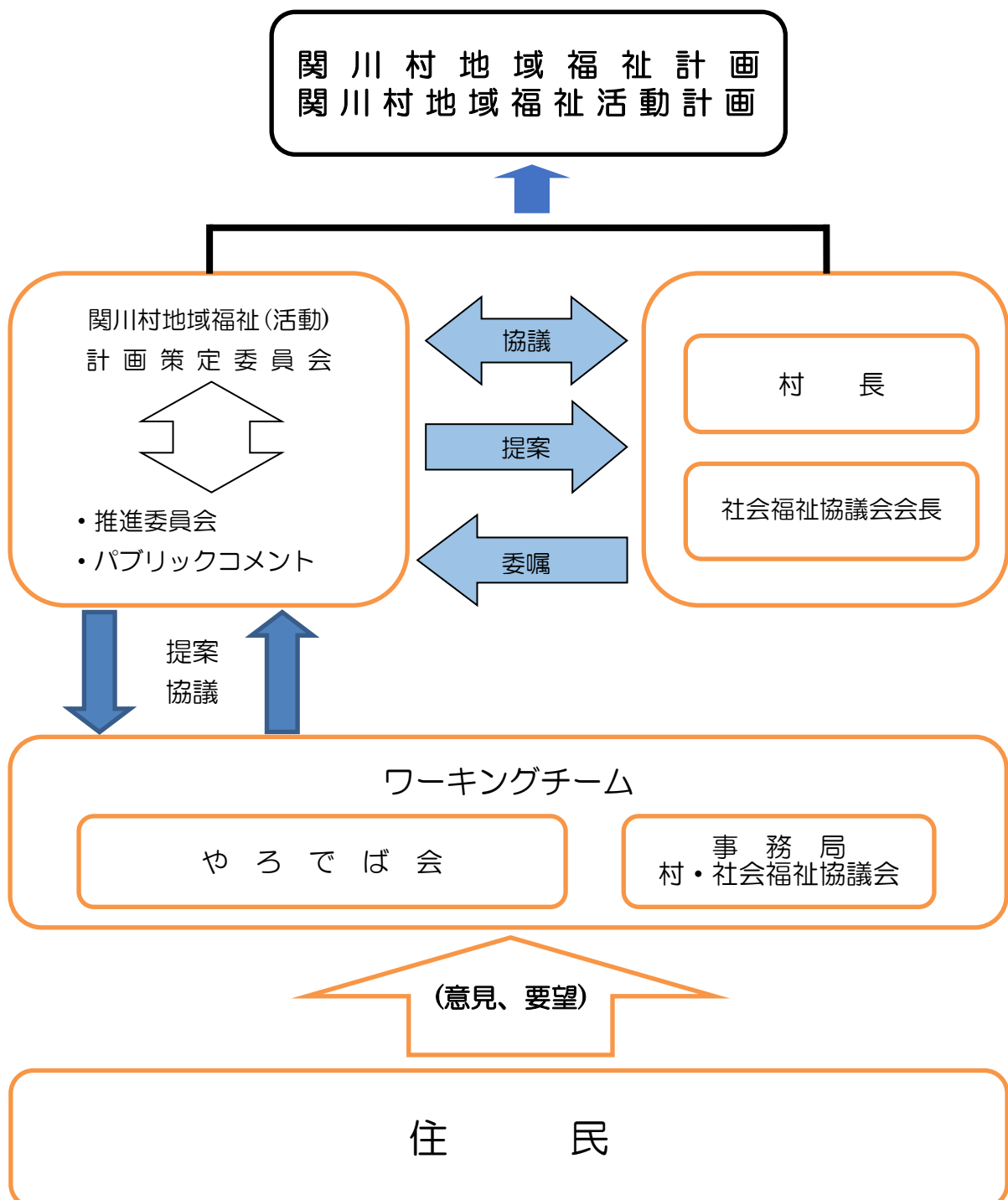
この計画は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画とします。
また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

■関連する計画の期間

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
関川村地域福祉計画 関川村地域福祉活動計画					第 2 期関川村地域福祉計画 第 2 期関川村地域福祉活動計画				
第 6 次関川村総合計画 (前期計画 H28～R2) (後期計画 R3～R7)									
関川村子ども・子育て支援事業計画				第 2 期関川村子ども・子育て支援事業計画					第 3 期 計画
第 6 期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		第 7 期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第 8 期関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画			第 9 期計画	
第 2 期関川村障がい者計画		第 3 期関川村障がい者計画						第 4 期計画	
第 4 期関川村障がい福祉計画		第 5 期関川村障がい福祉計画			第 6 期関川村障がい福祉計画			第 7 期計画	
		障がい児福祉計画			第 2 期障がい児福祉計画			第 3 期計画	
			関川村自殺防止計画					第 2 期計画	
第 2 次健康せきかわ 21・関川村歯科保健計画									

4 第2期計画の策定体制

- (1) 関川村地域福祉(活動)計画策定委員会
計画策定に関わる全体事項の協議決定
- (2) ワーキングチーム
計画策定に関わり、アンケート調査や住民懇談会等の結果報告を踏まえ、地域課題等の検討、課題解決の提案等を議論します。



第2章 計画の基本理念と体系

1 計画の基本理念

支え合う ふくしで村づくり せきかわ

村は、地域福祉に関わるすべての人が一体となり、ともに支え合い助け合う「誰もが安心して自立した暮らしを営める地域」の実現に向けた取組を進めてきました。

このような中、村では人口の減少、少子高齢化や核家族化の進展などに伴い、一人暮らし高齢者や障がい者の問題、高齢者・障がい者・子どもへの虐待など、地域の理解や協力なしには解決できないさまざまな課題があります。

これらの課題を解決するためには、身近な地域や村全体の中であらゆる人々のふれあいや支え合いを育むとともに、村民一人ひとりが共有の課題として受け止め、人や地域のネットワークでお互いに補い合いながら、地域ぐるみで解決していくことが必要となっています。

また、第6次関川村総合計画の基本構想においては、「豊かで住みよい活気ある村」という将来像を掲げ、子どもから高齢者まで、安全・安心して暮らすことができる村づくりを目指しています。

村と社会福祉協議会は、第1期計画で整備された地域福祉の基盤や福祉活動の広がりをもさらに充実させるとともに、第2期計画でも、住み慣れたこの地域で誰もが安心して、お互いに支えあい、よき隣人としてともに暮らし続ける村づくりを目指して、第1期計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、推進することとします。



2 計画の基本方針

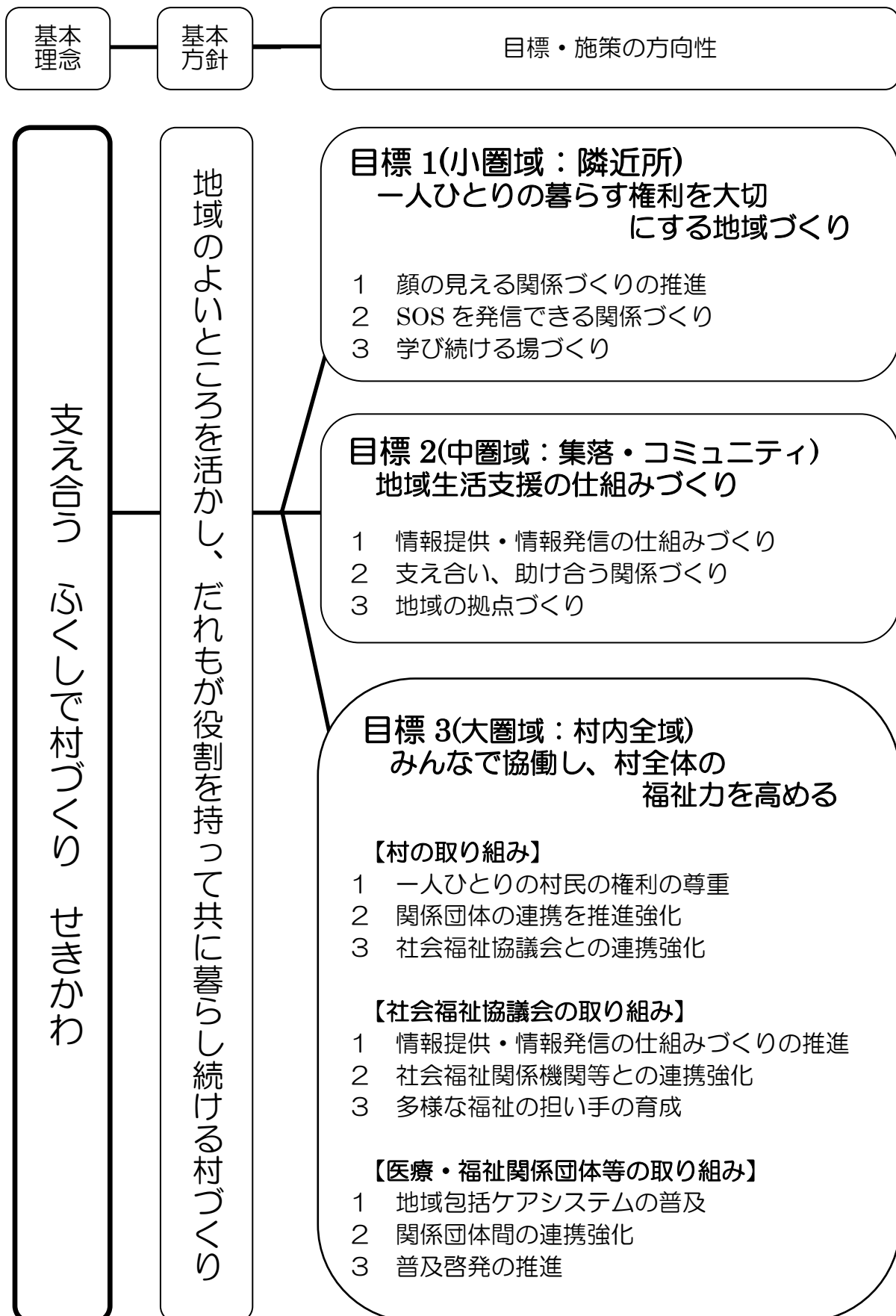
「地域のよいところを活かし、だれもが役割を持って共に暮らし続ける村づくり」

豊かな自然、歴史と文化、人の情と地域の連帯感など、私たちの住む関川村には良いところが沢山あります。

基本理念に基づき、住み慣れた地域のつながりの中で、子どもから大人まで、障がいのある人もない人も、高齢になっても、認知症になっても生きがいや社会的役割をもつことができる村づくりと、だれもが生きる権利を有し、人間として尊重され、差別や偏見のない、より豊かな生活を送ることができる村づくりを目指します。



3 計画の体系



4 取組のための役割分担

(1) 村民、集落の役割

村民一人ひとりが、地域や福祉に対する関心を持ち、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら助け合い、支え合いの関係を築き、解決していく行動が求められています。また、そのためには日ごろから地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

(2) コミュニティの役割

旧小学校区の範囲を基礎とし、村づくりを多様に支えることができ、村行政の一翼を担うという役割を持っています。そのため、行政からの福祉に関する情報提供や福祉施策の推進への協力、地域団体のリーダー育成、地区内の福祉課題やニーズを掘り起こし、解決するための支え合いのシステムづくりの推進が求められます。

(3) 村の役割

村は、村民や地域、その他の団体等の自主的な活動を促し、地域福祉力の向上を図るとともに、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、地域における各種活動団体と相互に連携・協力し、団体間の交流や参加意向のある村民と団体の連携を図り、地域における福祉活動の推進に努めます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、村民や地域と各種団体、医療・福祉サービス事業者、その他関係機関、行政とのコーディネート役を担っています。

(5) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談相手です。生活状況の把握や福祉サービスの情報提供等により地域福祉活動を担います。

(6) 推進委員会の役割

推進委員会は、計画に掲げる施策を効果的かつ効率的に推進されているか、村民の視点に立って成果を評価し、見直す役割を持ちます。

(7) ワーキングチーム「やろでば会」の役割

常に住民の視点から地域福祉を推進するために、住民や地域からの福祉ニーズ把握し、様々な福祉課題を解決するための取り組みを提案し、住民の活動につなげる役割を持ちます。また、実行された計画内容の評価と見直し、新たなアイデアの提案も担います。

第 3 章 計画の取組

目標 1 (小圏域：隣近所)

「一人ひとりの暮らす権利を大切にする地域をつくる」

現状と課題
向こう三軒両隣という言葉があるように、「近所づきあい」が地域づくりの基本となります。村民の暮らしの基盤は「地域」であり、日常生活圏での人々のつながりや支え合いが、村民の暮らしを守り、一人ひとりの暮らす権利を大切にする地域の実現につながります。 しかし近年は、昔に比べ近隣関係の希薄化が進んでいるといわれており、かつてあった助け合いや支え合いがうまく機能しなくなっている地域、また、住民同士の関りがあまりないような地域も増えています。 その一方で、地域での支え合いや助け合いの必要性は増えています。そこで、すべての村民が、高齢者や障がいの有無に関わらず、助け合い、安心して暮らし、社会参加しやすい地域をつくることです。
施策と方向性
村民一人ひとりがあいさつや声かけからはじめ、地域のつながりを深めていくとともに、地域で行われているさまざまな活動に自発的に参加し、みんなでふれあい、支え合える地域づくりをめざします。
取組
1 顔の見える関係づくりの推進 ① あいさつをしよう。 ② 隣近所で支援が必要な人の見守りに努めよう。 ③ コミュニティ、自治会などが行う地域行事へ参加しよう。 2 SOS を発信できる関係づくり ① 自分の周りに支援を必要とする人がいる場合には、民生委員・児童委員や行政機関などへつなごう。 ② 自主防災組織の活動、防災訓練に参加しよう。 3 学び続ける場づくり ① 地域福祉・福祉サービスについての講演会・勉強会などに参加しよう。 ② 地域行事やイベントなどで健康づくりに関する講座に参加しよう。 ③ 「広報せきかわ」や「社協だより」、回覧板などを読み、村をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通そう。

目標 2 (中圏域：集落・コミュニティ)

「地域生活支援の仕組みをつくる」

現状と課題
関川村では、高齢化が進み、近所づきあいが危うくなってきています。また、地域には、高齢者をはじめ、障がいのある人、子育てをしている人など、支援を必要とする人たちが暮らしており、住民の福祉ニーズを受け止め、対応できる仕組みや、住民が相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。 たとえば、自主防災組織(集落)では、災害時の要支援者にかかる名簿作成や個別支援計画を進めています。 さらに、見守りシステムとしては、集落・コミュニティ単位の見守りシステムの充実が必要です。ひとりで悩んでいる人も、地域行事や地域活動等を通じて、隣近所と助け合いにより解決することが地域社会の理想であり、身近なところでの気軽な相談から専門的な相談まで、住民のニーズにそった情報提供や相談支援体制の一層の充実を図るとともに、住民の生活課題に対して適切に対応できる仕組みづくりを目指します。
施策と方向性
安心・安全に暮らせる仕組みをつくることを進めていくために、支援の必要な人もそうでない人も地域ぐるみで気づく力を高めていくことが必要です。そして、誰もが不安なく人の力を借りて、誰もが人の力になり支え合える地域づくりを目指すことが求められます。
取組
1 情報提供・情報発信の仕組みづくり ① 自治会は、活動の活発化のため、活動内容などの情報発信に努めます。 ② 地域住民の健康づくりを推進するための情報発信に努めます。 ③ 災害時要支援者への支援体制を強化できるよう、情報発信に努めます。 2 支え合い、助け合う関係づくり ① 買い物、除雪、ゴミ出しなどの日常生活の支援を必要とする人の把握と体制づくりを推進します。 ② 日頃から支え合う体制をつくり、地域ぐるみで防犯防災活動を強化していきます。 ③ 災害に対して迅速な対応ができる地域をつくっていきます。 ④ 地域団体、住民と協働した見守り体制を推進します。 3 地域の拠点づくり ① 地域の茶の間活動を推進します。 ② 老人クラブ、子ども会など、地域の各種団体の活動を推進します。 ③ 地域の各種団体のリーダー育成を推進します。

目標 3 (大圏域：村内全域)

「みんなで協働し、村全体の福祉力を高める」

現状と課題
関川村では、高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉に関する個別の計画を策定し、それぞれにそった福祉の施策や事業を進めています。民生委員・児童委員、区長の方々を中心に、地域の高齢者等の安否確認を行っています。 また、地域に根ざした活動を行う団体やボランティア団体のように地域を越えた広い範囲で活動している団体などが、それぞれ目的を持って活動しています。 一方、活動の担い手不足の問題に直面しており、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するために、村民・村・社会福祉協議会・関係団体等が連携しながら、それぞれの役割を担うことが重要であり、そのためには人材を育成するとともに、参加しやすい環境を整備することが必要です。 また、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年と団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年をめぐり、重度な要介護状態になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築していく必要があり、村全体の福祉力を高めるため、福祉教育や住民への学習の機会などの充実に努めます。
施策と方向性
村民、行政、社協、医療・福祉関係団体等が地域コミュニティと協働し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにすることが求められます。
取組
【村の取り組み】 1 一人ひとりの村民の権利の尊重 ① 成年後見制度の普及啓発と、円滑な利用を促進し高齢者等の権利擁護を推進します。 ② 子どもの非行や高齢者・児童・障がい者の虐待防止に向けた取組を強化します。 ③ 高齢者をはじめ、障がい者、子ども、生活困窮者それぞれの施策同士の連携により迅速な支援につなげられるよう、地域のニーズ把握に努めます。 ④ 要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、「関川村地域防災計画」に基づき、防災対策の充実を図ります。 ⑤ 住民一人ひとりの実情に応じた相談しやすい体制づくりを強化します。 ⑥ 福祉を学ぶ場を提供し、村の福祉力の向上に努めます。 指摘 2 関係団体との連携強化 ① 国、県、関係市町村と連携し、福祉サービスの提供体制を一層強化します。 ② 重層的支援体制を構築し推進に努めます。 ③ 村内外の機関との連携を図り、アウトリーチ支援体制づくりを推進します。 ④ 生きることの包括的支援を推進するため、関係機関と連携して地域の特性にあった自殺防止対策の推進及び、自殺予防に関する啓発に努めます。

⑤ 住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を図ります。

⑥ 関係機関と連携し、地域に応じたデマンドタクシー等の移動手段を検討していきます。

3 社会福祉協議会との連携強化

① 地域を支える人材育成を推進します。

② 生活困窮者等の相談体制、及び支援の連携強化を図ります。

③ 成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知を行うとともに、積極的な利用を促進し、高齢者等の権利擁護を推進します。

④ 計画推進のコーディネーターとして位置づけ、連携の強化を図ります。

⑤ 地域共生居場所「つなぐ」を活用して、気軽にＳＯＳを言うことができ、社会参加のきっかけとなる居場所づくりを進めます。

【社会福祉協議会の取り組み】

1 情報提供・情報発信の仕組みづくりの推進

① 村・関係機関と連携し、災害発生時において、災害ボランティアセンターの設置・運営に努めます。

② 関係機関・団体・ボランティア等と協働し、地域団体の支援をします。

③ 集落、コミュニティと連携し、公共施設の有効活用に努め、誰もが交流できる場を増やします。

④ 社協だより、ホームページ等を活用し、共同募金の配分金を助成する仕組みの拡大を図ります。

2 社会福祉関係機関等との連携強化

① 各種関係機関と連携し、行政窓口や専門相談機関への橋渡しをします。

② 緊急な生活課題に対応するため、生活困窮者自立支援、日常生活自立支援制度の権利擁護と、生活福祉資金貸付、小口資金貸付等の支援を行政と連携して行います。

③ 保育園・小中学校・教育委員会等と連携し福祉教育を推進します。

④ ＮＰＯ法人等と連携し、引きこもり支援をします。

3 多様な福祉の担い手の育成

① 出前講座などで健康づくりに関する講座の実施に努めます。

② 新たなボランティアの育成や人材の発掘を行い、ボランティアセンターの活動の活性化を図ります。

③ 支え合いの心をはぐくむ福祉教育、子育て支援の推進を図ります。

④ 見守りや声かけの支援をする人材育成を図ります。

【医療・福祉関係団体等の取り組み】

1 地域包括ケアシステムの普及

① 在宅の高齢者の生活を支えるために、医療・介護の推進、介護予防と健康づくりの推進、認知症対策等を展開していきます。

- ② 高齢者等の生活を支えるため、ご近所の見守り助け合い、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、福祉団体等の協働により、地域のネットワークを強化し支援が必要な方の早期発見、早期対応に努めます。

2 関係団体間の連携強化

村内外の関係団体と連携し、高齢者支援、障がい者(児)支援、子育て支援、生活困窮者支援等の支援の拡充を図ります。

3 普及啓発の推進

- ① 地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、他職種での研修を推進します。
② 在宅医療・介護サービス・介護予防等の知識、関心を村民が持てるように福祉意識の啓発を推進します。



第4章 計画の推進にあたって

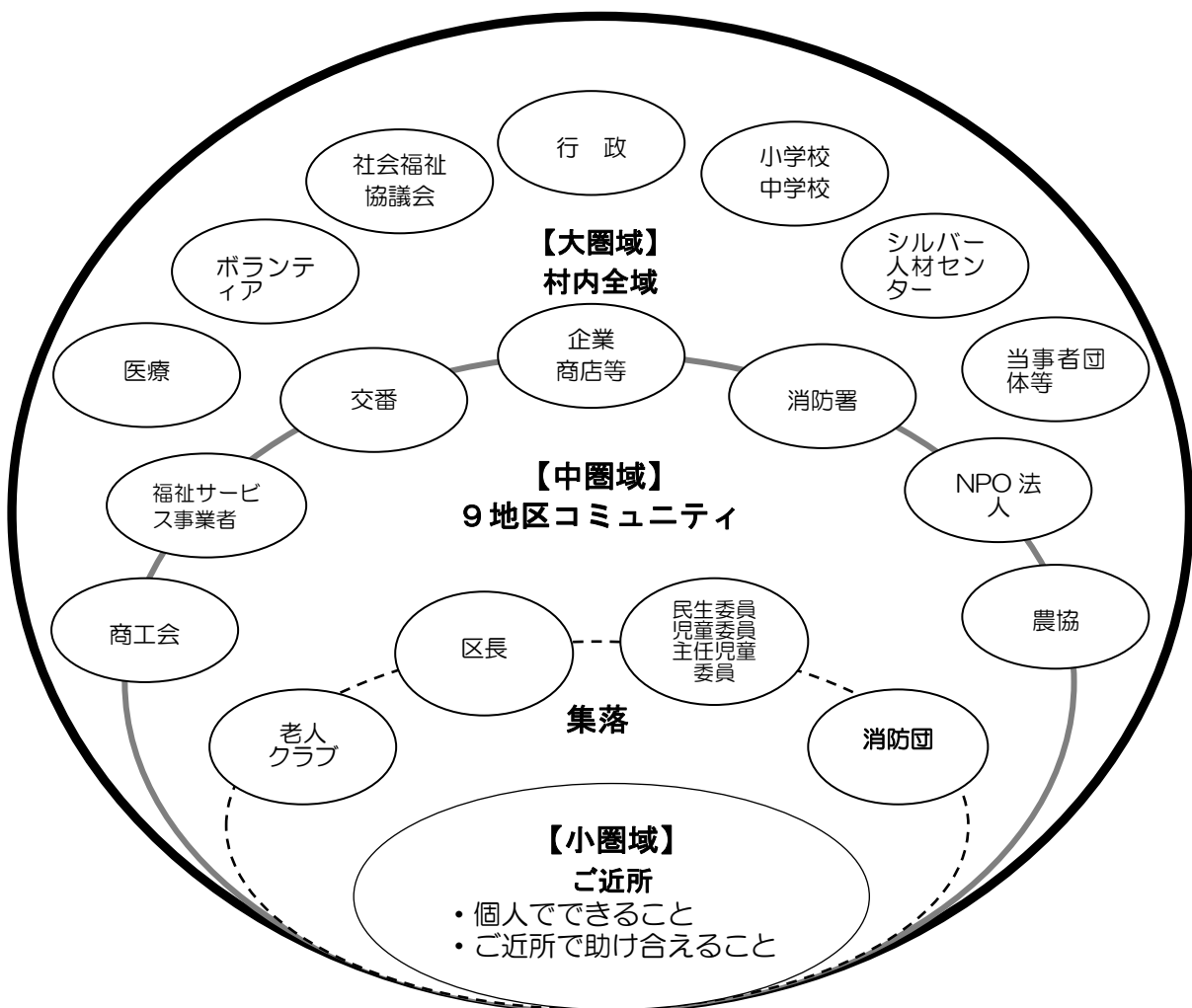
1 計画の普及啓発と進め方

(1) 支え合い・助け合いと協働による計画の推進

広報、村及び社会福祉協議会のホームページなどにより本計画を公表し、周知・普及を図ります。

本計画を推進するためには、村と社会福祉協議会との連携のもと、村民一人ひとりをはじめ、民生委員・児童委員や各種団体、自治会、コミュニティ等と連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくものです。地域福祉の担い手である村民の主体性を最大限に尊重し「支え合い・助け合い」と「協働」により進めていきます。

(2) 支え合い・助け合いと協働のイメージ



2 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理

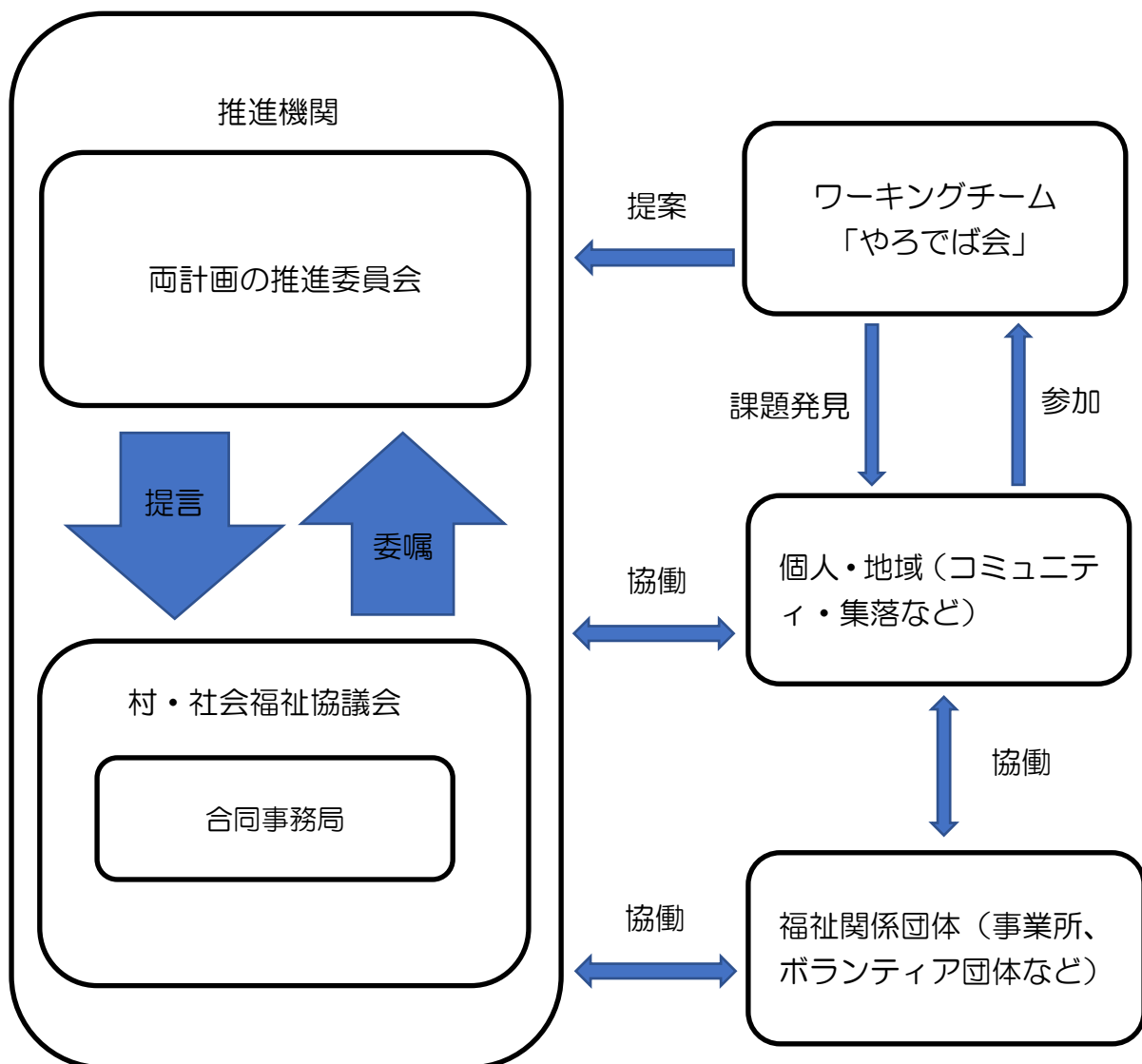
本計画は、関川村の「地域福祉計画」と関川村社会福祉協議会による「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。このため、両者の連携を一層深めながら各事業を推進していく必要があります。

① 事業予算

本計画に基づき実施する事業・活動等は、当該事業等の担当機関・団体等各年度に策定する事業計画に沿って予算化し、実行します。

② 関係部署との連携

本計画の実施にあたっては、村民や集落、コミュニティ、関係機関・団体、民間事業者等との連携を緊密にし、協働の理念により推進します。



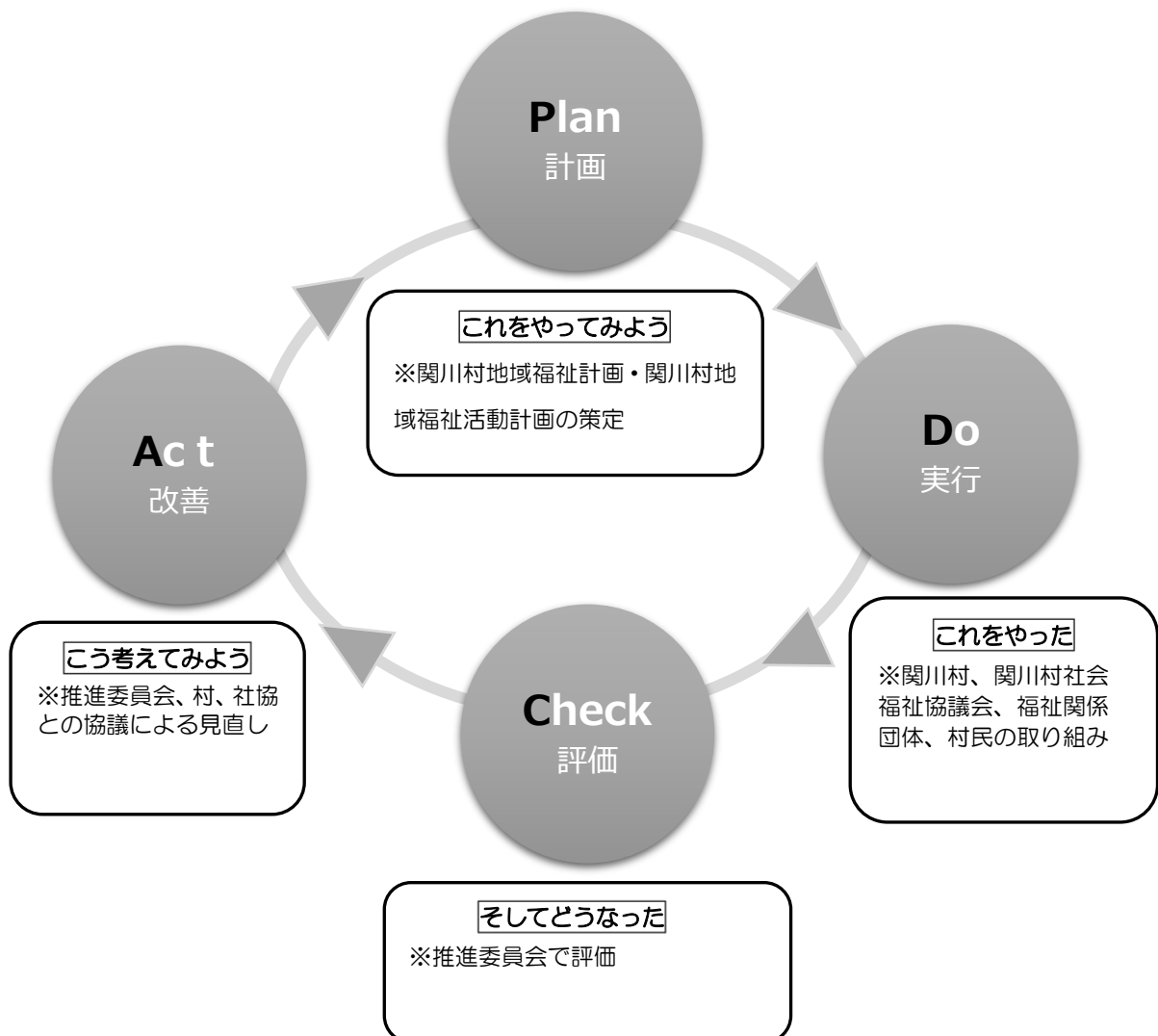
(2) 計画の評価

① 実施事業の評価

村及び社会福祉協議会のホームページにおいて、実施事業・活動に対する意見聴取を行い、計画の実施や見直しに反映していきます。

② 計画の評価

本計画の最終年度に、計画に参画している関係団体等の評価を行うとともに、地域懇談会を開催し、村民の評価を意見集約し、次期計画に反映します。



資料編

1 基礎データ

基準日 令和3年1月1日

項目		人、世帯、数	入手先
住民基本台帳人口	年少人口（0～14 歳）	464	住民税務課
	生産年齢人口（15～64 歳）	2,615	
	高齢者人口 65 歳以上	2,243	
	計	5,322	
自治会数（集落）		54	住民税務課
世帯数		1,881	住民税務課
民生委員・児童委員数		22	健康福祉課
主任児童委員数（内数）		2	健康福祉課
単位老人クラブ数		20	健康福祉課
生活保護世帯数		36	健康福祉課
要介護認定者数	要支援 1・2	51	健康福祉課
	要介護 1	100	
	要介護 2	94	
	要介護 3	78	
	要介護 4	53	
	要介護 5	50	
	計	426	
障害者手帳所持者数	身体障害者手帳	295	健康福祉課
	知的障害者療育手帳	67	
	精神障害者福祉保健手帳	39	
	計	401	
高齢者世帯数(65 歳以上)	独居世帯	366	住民税務課
	2人以上世帯数 （65 歳以上のみの世帯）	239	
	計	605	
ひとり親世帯数（児童扶養手当受給者）		32	健康福祉課
小学校（1 校）	児童数	216	教育課
中学校（1 校）	生徒数	101	教育課
保育園（2 園）	下関保育園 園児数	87	健康福祉課
	大島保育園 園児数	35	
	計	122	

2 やろでば会の活動実績

■平成 28 年度

開催日	会議・事業名	内容
6月23日	第1回やろでば会	やろでば会の運営について
7月27日	第2回やろでば会	やろでば会の活動について
9月8日	第3回やろでば会	渡邊邸生誕祭プレイベントについて
10月13日	第4回やろでば会	渡邊邸生誕祭プレイベントについて
11月16日	第5回やろでば会	渡邊邸生誕祭プレイベントについて
12月14日	第6回やろでば会	渡邊邸生誕祭プレイベントについて
1月19日	第7回やろでば会	渡邊邸生誕祭プレイベントについて
2月5日	渡邊邸生誕祭プレイベント（七ヶ谷雪ほたる）	スカイランタン打ち上げ
2月23日	第8回やろでば会	プレイベントの総評について
3月11日	津南町雪まつり視察	スカイランタン点火スタッフ従事

■平成 29 年度

開催日	会議・事業名	内容
4月25日	第9回やろでば会	渡邊邸生誕祭について
5月15日	第10回やろでば会	渡邊邸生誕祭について
6月22日	第11回やろでば会	渡邊邸生誕祭について
7月20日	第12回やろでば会	渡邊邸生誕祭について
8月23日	第13回やろでば会	渡邊邸生誕祭について
9月28日	第14回やろでば会	灯の祭典 in せきかわ（渡邊邸生誕祭）について
10月19日	第15回やろでば会	灯の祭典 in せきかわについて
11月16日	やろでば会勉強会	渡邊邸の歴史について
11月28日	第16回やろでば会	灯の祭典 in せきかわについて
12月11日	灯の祭典 in せきかわ打ち合わせ	タランペクラブと打ち合わせ
12月20日	第17回やろでば会	灯の祭典 in せきかわについて
1月17日	第18回やろでば会	灯の祭典 in せきかわについて
1月31日	第19回やろでば会	灯の祭典 in せきかわについて
2月4日	灯の祭典 in せきかわ	渡邊邸、安角ふれあい自然の家にて
3月29日	第20回やろでば会	灯の祭典 in せきかわの総評について

■平成 30 年度

開催日	会議・事業名	内容
4月18日	第21回やろでば会	平成30年度、31年度事業について
5月23日	第22回やろでば会	平成30年度事業について
6月12日	代表者会議	平成30年度、31年度事業について
7月3日	第23回やろでば会	灯の祭典 in サマーについて
7月17日	代表者会議	灯の祭典 in サマーについて
7月25日	灯の祭典 in サマー打ち合わせ	村内保育園と打ち合わせ
8月6日	第24回やろでば会	灯の祭典 in サマーについて
8月21日	灯の祭典 in サマー	せきかわふれあいど〜むにて
9月11日	第25回やろでば会	灯の祭典 in サマーの総評について
9月20日	代表者会議	セケ谷雪ほたるについて等
10月17日	第26回やろでば会	セケ谷雪ほたるについて等
12月4日	津南町役場視察	津南雪まつりにについて
12月20日	第27回やろでば会	セケ谷雪ほたるについて等
1月10日	代表者会議	セケ谷雪ほたるについて等
1月12日	セケ谷雪ほたる打ち合わせ	タランペクラブと打ち合わせ
1月16日	やろでば会研修会	NPO 法人都岐沙羅パートナーズセンターより
1月22日	第28回やろでば会	セケ谷雪ほたるについて
2月3日	セケ谷雪ほたる	安角ふれあい自然の家にて
2月20日	第29回やろでば会	福祉健康フェアについて
3月10日	福祉健康フェア	スカイランタン設置、たい焼き販売

■平成 31 年度（令和 1 年度）

開催日	会議・事業名	内容
4月23日	第30回やろでば会	平成31年度事業について
5月23日	代表者会議	平成31年度事業について
5月29日	第31回やろでば会	住民相互の移送支援構築事業について
6月11日	代表者会議	住民相互の移送支援構築事業について
6月26日	第32回やろでば会	アンケート、地域懇談会について
7月16日	代表者会議	アンケート、地域懇談会について
8月9日	区長会議	アンケート、地域懇談会の説明
8月15日	アンケート調査票配付	下関、大島、沢、高田、小和田集落
8月29日	第33回やろでば会	地域懇談会について
9月3日	辰田新集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等
9月11日	田麦千刈集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等
9月13日	山本集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等
9月17日	平内新集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等

9月18日	金丸集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等
9月19日	大石集落地域懇談会	地域の移動に関することについて等
10月17日	第34回やろでば会	関川福祉文化祭について
11月10日	関川福祉文化祭	活動PRパネル展示、たい焼き販売
11月18日	第35回やろでば会	政策提言について
11月26日	代表者会議	政策提言について
1月17日	七ヶ谷雪ほたる打ち合わせ	タランペクラブと打ち合わせ
1月22日	第36回やろでば会	七ヶ谷雪ほたるについて
1月29日	政策提言書提出	村長室にて
2月16日	七ヶ谷雪ほたる	安角ふれあい自然の家にて

■令和2年度

開催日	会議・事業名	内容
8月27日	代表者会議	令和2年度事業について
9月30日	第37回やろでば会	デマンドタクシーの周知方法について
10月10日	上川口・蔵田島・久保地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
10月16日	桂地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
10月20日	大島地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
10月24日	安角・鮎谷地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
10月27日	沼・片貝・間出地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月5日	第38回やろでば会	地域の茶の間での懇談状況について
11月10日	沢地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月17日	深沢地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月19日	中束地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月20日	大石地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月21日	松平地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
11月27日	六本杉地域の茶の間懇談会	デマンドタクシーについて
12月24日	第39回やろでば会	デマンドタクシーの利用促進について



3 各福祉関係計画の位置づけ

○関川村子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「関川村総合計画」を上位計画とし、「関川村次世代育成支援(後期)行動計画」、および各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本村が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

○関川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「関川村高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき策定するもので、高齢者全体に対する福祉事業に関する事項を定めるものです。「第6期関川村介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき策定するもので、介護給付費等対象サービスや地域支援事業の見込み量、介護サービスを提供する体制の確保など、介護保険事業の円滑な実施を目的として定めるものです。

○関川村障がい者計画

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障がい者計画」であり、障がい者及び障がい児への施策推進に関して、本村における福祉・保健・医療・雇用・教育・まちづくりなど障がい者のための施策について、基本理念や基本目標、施策の体系など基本的な指針を示します。

○関川村障がい(児)福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に規定する計画であり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、各年度における障がい福祉サービスの必要量の見込みを示し、また、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関し必要な事項を示します。

○関川村健康づくり計画「健康せきかわ21」

健康増進法第8条に規定する「市町村健康増進計画」として策定するものであり、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、当村の実情に応じた健康づくり推進の方向性を具体的に示した計画です。また、関川村総合計画の個別計画として位置づけ、村民、家庭や地域、学校、関係機関・団体等及び村が、共通理解のもとに協働して健康づくりに取り組むための計画です。

○関川村歯科保健計画

関川村健康づくり計画「健康せきかわ21」を上位計画とし、「健康せきかわ21(第2次)」の歯科保健分野の計画と連動しながら、生涯を通じてすこやかでいきがいに満ちた生活が送れるよう、歯や口の健康づくり施策の行動計画を具体的に定めたものです。

○自殺防止計画

平成28年度改正の自殺対策基本法に基づき、市町村自殺対策計画として策定するものです。健康増進計画「健康せきかわ21」や自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものであり、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ということを基本理念に掲げています。

4 その他参考法令抜粋等

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律より抜粋

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。

(略)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

※「合理的な配慮」とは障害のある人が他の人同様の人権と基本的自由を享受できるように、物事の本質を変えてしまったり、多大な負担を強いたりしない限りにおいて、配慮や調整を行うことである。

5 関川村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく関川村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、地域福祉の推進について広く村民の意見を反映させるため、関川村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

6 関川村地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、関川村における地域福祉活動を計画的かつ効率的に推進するために関川村社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として設置する地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、概ね20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 村内小・中学校長
- (5) 学識経験者
- (6) その他社協会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社協総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

7 関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画 策定委員会委員名簿

(区分内順不同・敬称略)

◎：委員長 ○：副委員長

区分	氏名	所属	役職名
地域の代表者	○池田 高雄	区長連絡協議会	副会長
	◎須貝 信夫	関川村民生児童委員協議会	会長
	高橋 かず子	関川村民生児童委員協議会	副会長
地域福祉団体の 代表者	近 美千代	チームえぶり	代表
	松田 裕美	手をつなぐ育成会	会長
	鈴木 久子	NPO法人 ここスタ	代表
村内小・中学校長	見原 仁	関川小学校	校長
	村山 敬介	関川中学校	校長
学識経験者	川本 健太郎	神戸学院大学	准教授
医療関係者	平田 丞	関川村国民健康保険関川診療所	所長
関係行政機関者	上島 秀樹	新発田地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課	課長

事務局

関川村	佐藤 充代	健康福祉課	課長
	渡辺 一洋	健康福祉課 福祉保険班	主幹
関川村 社会福祉協議会	田村 弥一	関川村社会福祉協議会	事務局 長
	平田 達哉	関川村社会福祉協議会総務課	主任

8 第2期関川村地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定経過

開催日	会議名等	内 容
令和2年 1月17日	事務局会議	計画策定にむけた学識経験者からの 助言・指導
令和2年 11月 9日	事務局会議	・第2期計画の概要等について ・今後の進め方について
令和2年 12月 4日	事務局検討会	・第1期計画の振り返り等について
令和2年 12月 16日	事務局検討会	素案の検討
令和2年 12月 22日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 1月 6日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 1月 15日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 1月 19日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 1月 27日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 1月 29日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 2月 2日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 2月 5日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 2月10日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 2月12日	事務局検討会	素案の検討
令和3年 2月18日	事務局検討会	・第2期計画の素案について
令和3年 3月 3日	第1回策定委員会	・計画の概要について ・第2期計画の素案について及び検討
令和3年 3月 5日 ～3月19日	パブリックコメント	募集方法 郵送、FAX、電子メール、 直接持参 意見数 0件
令和3年 3月22日	第2回策定委員会	・第2期計画（案）について

関川村地域福祉計画・関川村地域福祉活動計画

令和3年3月策定

【発行】関川村

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

社会福祉法人関川村社会福祉協議会

〒959-3264 新潟県岩船郡関川村大字上関 522 番地 38

【編集】関川村 健康福祉課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

TEL0254-64-1472 F A X0254-64-0505

社会福祉法人関川村社会福祉協議会 総務課

〒959-3264 新潟県岩船郡関川村大字上関 522 番地 38

TEL0254-64-0111 F A X0254-64-3180